

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	10	担当課	産業政策課
			法第113条	不利益処分の種類	計量証明事業者の登録の取消し及び事業停止命令	
登録の取消し等 法第113条 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。 一 次条において準用する第62条第1項又は第116条の規定に違反したとき。 二 次条において準用する第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 三 第110条第2項又は第111条の規定による命令に違反したとき 四 第110条第1項の規定による届出に係る事業規定を実施していないと認めるとき。 五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき。 六 不正の手段により第107条の登録を受けたとき。 (事業規程) 計量法第110条 第107条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)は、その登録に係る事業の実施の方法に関し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成しその登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、同項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。 (適合命令) 計量法第111条 都道府県知事は、計量証明事業者が第109条各号に適合しなくなると認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 法第62条 指定製造者は、第59条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	10	担当課	産業政策課
			法第113条	不利益処分の種類	計量証明事業者の登録の取消し及び事業停止命令	
<p>(計量証明検査) 計量法第116条 計量証明事業者は、第107条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器(第16条第1項の政令で定めるものを除く。)であって政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査(以下「計量証明検査」という。)を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。 一 検定証印等であって、第72条第3項又は第96条第3項の規定によりこれらに表示された年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器 二 第127条第1項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。) 2 第127条第1項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に1回、第128条第1号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第118条第1項各号に適合するかどうかを同条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。</p>						
<p>(指定の基準) 法第92条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第16条第1項第2号口の指定を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第99条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの 2 経済産業大臣は、第16条第1項第2号口の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければその指定をしてはならない。</p>						